

沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画 【概要版】

「沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年 5 月交付）の施行を受け、国、県等の行動計画を踏まえ、発生段階に応じ、全庁的な取り組みができるように策定するものです。

新型インフルエンザとは、これまでに流行したことがないインフルエンザウイルスが人から人へ感染するようになったもの、またはかつて流行し、その後流行することがなくほとんどの人が免疫を獲得していないインフルエンザのことです。このウイルスの流行により、大きな健康被害と社会的影響をもたらす恐れがあるため対策が必要となります。

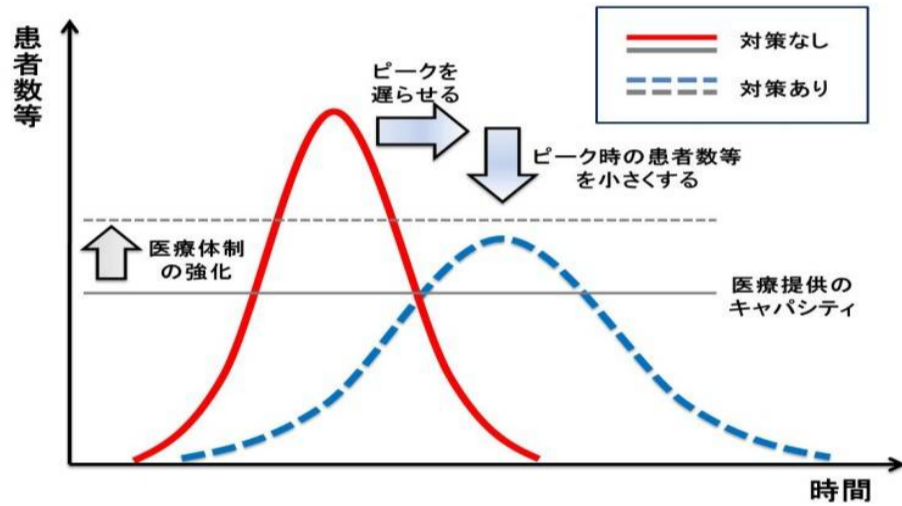
対策の目的

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

〔 対策の効果 概念図 〕



項目	想定される人数
り患者数(人口の 25%)	約 13,200 人
医療機関受診者	約 6,900 人
中等度の場合	入院者数約 180 人・死亡者数約 40 人

この推計は、ワクチンや抗ウイルス薬による介入、現在の医療体制、衛生状況を考慮していないことに留意
ピーク時（約 2 週間）には、従業員の最大 40% 程度が欠勤

沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画における対策推進のための役割分担

沼田市行動計画は、政府及び群馬県行動計画に基づき、沼田市の区域に係わる新型インフルエンザ等対策の実施に関し、基本的な方針を示すものです。新型インフルエンザ等は社会全体に影響を及ぼすため、その対策においては、発生段階ごとに関係機関がそれぞれ重要な役割を担います。

国	対策を的確かつ迅速に実施し、国全体として万全の体制を整備
県	対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保やまん延防止に対応する
市	地域住民に対するワクチンの接種や、生活支援、要援護者支援を実施
医療機関	診療継続計画に基づき、地域医療連携のもと、新型インフルエンザ等患者へ医療提供
指定（地方）公共機関	発生時に、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施
登録事業者	発生時に、最低限の生活が維持できるよう、重要業務の事業を継続
一般事業者	発生時に、一部の事業を縮小する等、感染防止措置を徹底
市民	発生時に、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルの対策を実施

行動計画の主要 6 項目

1 実施体制

○国、県等と連携するとともに、庁内関係部局等一体となった取組み推進

○国、県が対策本部を設置したとき、又は新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときに、速やかに市対策本部を設置

2 情報提供・共有

○国、県及び関係機関等からの情報収集

○各種媒体を活用し、市民等へ迅速な情報提供

○市民からの一般的な個別相談については、県からの要請に基づき相談窓口を設置

3 まん延防止

○個人対策として、県が必要に応じて行う健康観察・外出自粛等への協力、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の実践要請

○地域・職場対策としての感染症対策の強化、県が必要に応じて行う施設の使用制限等の要請への協力

4 予防接種

○特定接種の実施（対象者により国、県、市が実施主体）

○住民接種の実施（市が実施主体）

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

○国、県、医療機関、事業者等と連携し、事前の十分な準備を推進

6 医療

○関係機関との連携を図りながら在宅で療養する患者への支援

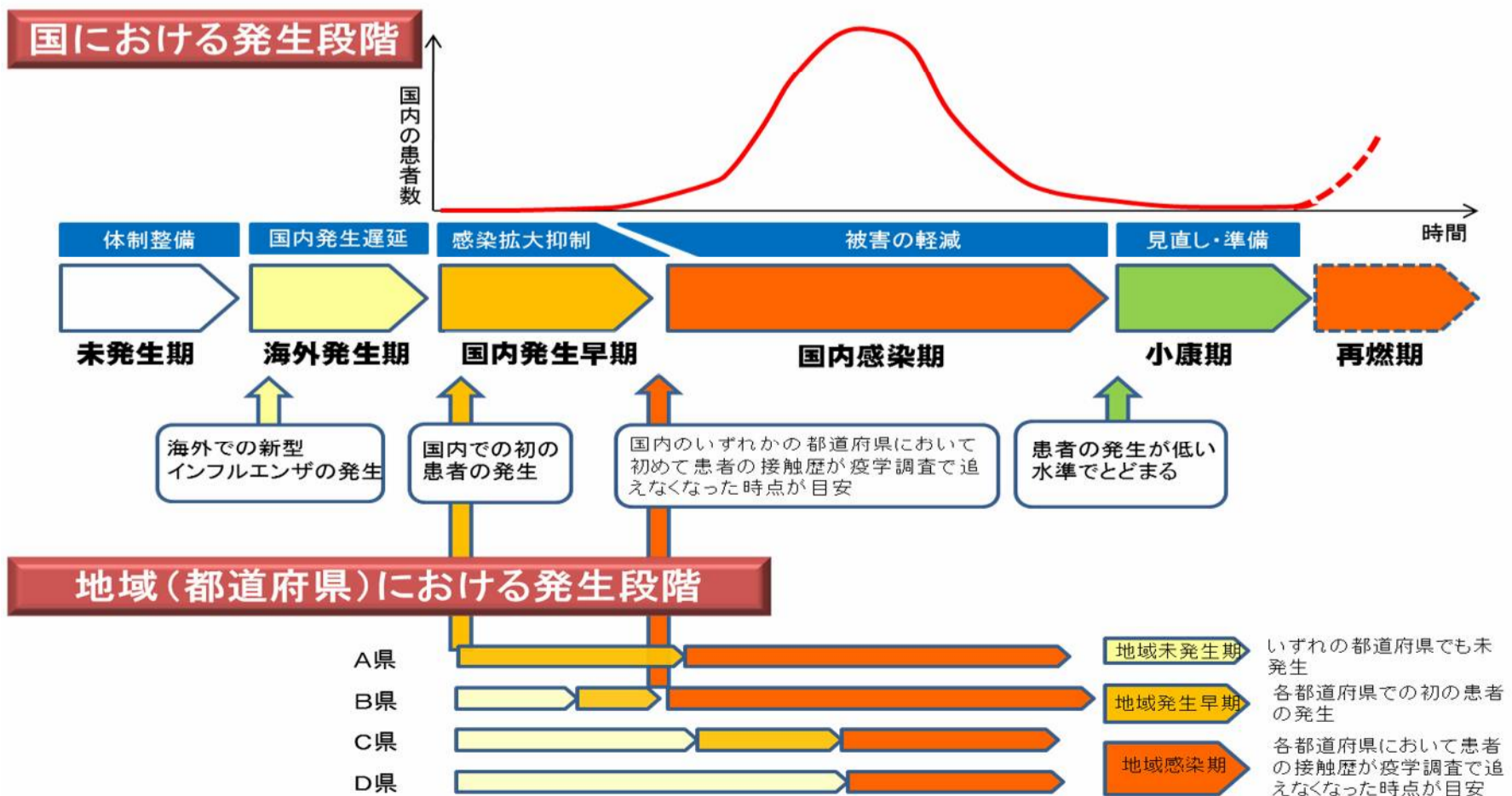
○県が実施する医療体制整備等の対策に協力

発生段階

○国全体での発生段階の移行は、政府対策本部が決定する。

○県内の発生段階の移行は、国と協議の上で、県が判断する。

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画における発生段階ごとの対策の概要

未発生期（事前の準備）

- ・ 行動計画の作成／訓練の実施／感染症や公衆衛生に関する情報提供／ワクチン接種体制の整備／物資・資材の整備／国及び県との連絡調整

	海外発生期	国（県）内発生早期	国（県）内感染期	小康期
対策の考え方	・ 県内発生に備えた情報収集及び体制整備	・ 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・ 感染拡大に備えた体制整備	・ 健康被害を最小限に抑える ・ 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える	・ 第二波に備え第一波の評価 ・ 市民生活及び地域経済の回復を図る
1 実施体制	・ 府県対策本部が設置され、県対策本部が設置された場合、任意の市対策本部を設置	・ 感染拡大に備えた体制整備 ・ 県対策本部との連携	・ 感染拡大に伴う対策の実施 ・ 県対策本部との連携	・ 対策の評価及び見直し ・ 府県対策本部が廃止された場合は、市対策本部の廃止
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">★国は必要に応じ緊急事態宣言を発令</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">◆特措法に基づく市対策本部の設置</div>		
2 情報提供・共有	・ 県、関係機関との情報共有 ・ 市民等への情報提供 ・ 相談窓口の設置	・ 県、関係機関との情報共有強化 ・ 市民等への情報提供 ・ 相談窓口の継続と強化	→	・ 第二波に備えた情報提供・共有 ・ 相談窓口の縮小
3 まん延防止	・ 感染対策の実施	・ 感染対策の実施 ・ 県が実施する対策等への協力 ★不要不急の外出の自粛 ★『学校等』の施設の使用制限 ※国及び県の要請に応じ協力	→	・ 予防対策、注意喚起の内容に関する見直し及び市民への周知
4 予防接種	・ 特定接種の実施 ・ 情報提供 ・ 住民接種体制の準備	・ 特定接種の継続 ・ 住民接種の実施 ★臨時予防接種を実施	→	国の方針に従い再整備
5 市民生活及び地域経済の安定の確保	・ 高齢者、障害者等の要援護者の支援 ・ 県の要請等により、一時的な遺体安置施設等検討	・ 高齢者、障害者等の要援護者の支援 ・ 遺体の火葬・安置の準備 ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定等	★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定 ★要援護者への生活支援 ★埋葬・火葬の特例による遺体の一時安置施設確保	・ 生活物資の安定確保 ・ 高齢者、障害者等の要援護者の支援 ・ 流行の第二波に備え、体制の検討及び見直し ★新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等
6 医療	・ 県の対策への協力 ・ 情報提供（受診方法等） ・ 在宅で療養する患者の支援 ・ 関係機関との連携強化			・ 県の対策への協力 ・ 通常の医療体制へ移行

(注) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

★: 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている場合の措置

沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画 【概要版】
平成27年7月発行

発行 沼田市
編集 沼田市役所 健康福祉部 健康課 予防係
〒378-8501 沼田市西倉内町 780 番地
電話 0278-23-2111 (代表)
URL <http://www.city.numata.gunma.jp/>

地域未発生期
地域発生早期
地域感染期

いずれの都道府県でも未発生
各都道府県での初の患者発生
各都道府県において患者の接触
歴が疫学調査で追えなくなった
時点が目安